

○浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士学位論文審査実施要項等に関する申合せ

制 定 平成 28 年 7 月 13 日 申合せ第 38 号

最終改正 令和 4 年 1 月 26 日 申合せ第 7 号

- 1 実施要項第 1 の 2 項のただし書きに関しては、次のとおり取り扱う。
  - (1) 申請の時期までに学位申請できずに単位修得退学をする場合、大学院継続研究生として入学のうえ学位申請を行うことができる。
  - (2) 大学院継続研究生について、学位論文審査の申請締切時期までに掲載予定証明書が得られた場合又は公表された場合に限り、大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）の議を経て学位論文を受理する。
  - (3) 学位授与の日は、論文審査委員会の審査を経て、大学院医学専攻教授会において学位授与が可とされたときは、その翌日をもって学位記授与の日付とする。
- 2 前項第 2 号に定める時期までに学位申請ができなかった場合は、実施要項第 2 の 4 項に規定する論文提出による学位論文審査の申請として取り扱う。この場合、論文博士外国語試験は免除する。
- 3 実施要項第 2 の 1 項「本学が行う論文博士外国語試験」に関して、次のとおり取り扱う。
  - (1) 浜松医科大学学位規程第 5 条第 2 項（論文博士）に該当する者で同規程第 11 条第 2 項に規定する「学力の確認」のうち、外国語については、同条同項にかかわらず、当分の間事前に行う。
    - ア 試験の実施  
学力確認のための試験は、原則として秋期の 1 回とし、大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）入学試験と併せて実施する。なお、大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）入学試験において追加の募集を行う場合は、春期の試験を入学試験と併せて実施する。実施日及び受験申請期日については、大学院医学専攻教授会の議を経て学長が定める。
    - イ 受験資格  
2 年以内に論文を提出し学位の申請資格を得る予定の者に限る。  
なお、受験資格の確認は、大学院医学専攻部会が行う。
    - ウ 学力の確認方法  
英語及び専門英語について筆記試験を行い、この試験に合格することをもって学力の確認が得られたものとする。ただし、外国人留学生にあつては、口述試験に合格することをもって学力の確認が得られたものとする。
    - エ 合格発表  
合格者は、大学院医学専攻教授会の議を経て学長が決定し、別に定める期日に発表する。
    - オ その他  
この試験の実施にあたり疑義が生じた場合は、大学院医学専攻教授会の議を経て学長が定める。
- 4 実施要項第 2 の 5 項に規定する「指導教員」及び「学位論文を紹介した教員（以下「紹介教員」という。）」に関して、次のとおり取り扱う。
  - (1) 指導教員とは、申請時又は過去に学位論文審査申請者を指導した教員をいう。
  - (2) 紹介教員とは、本学に過去において何ら身分を有することのない者が学位論文を提出しようとする場合、この者を紹介した教員をいう。なお、紹介教員は申請者との関係及び本学で学位論文審査を必要とする理由書を提出し、大学院医学専攻部会の承認を得なければならない。

(3) 指導教員が申請時に退職又は休職等している場合は、当該教員の職務を引き継いだ教員が指導教員となる。

なお、引き継ぐべき教員が未決定の場合は、学長、理事又は副学長がこれを代行する。

この場合、学長、理事又は副学長は、研究指導の一部を大学院授業担当の資格を有する教員（准教授・講師）に委任することができる。この代行及び委任は、引き継ぐべき教員が決定した場合は、解除される。

(4) 1号及び2号の教員は、研究指導の資格を有する教員とする。

5 実施要項第3の3項に規定する学位論文は、課程修了による学位論文審査の場合で、外国人留学生でやむを得ない場合に限り、大学院医学専攻部会の承認を得て投稿した論文をもって学位申請を行うことができる。ただし、大学院継続研究生の研究期間内に掲載予定証明書が得られない場合は、当該申請は取り消すものとする。

6 論文提出による学位申請に係る「浜松医科大学学位申請書類の記載要領」で規定する「研究歴調査書（様式4の2）の指導者」については、大学の教員の場合は、大学院博士課程の授業が担当できる講師までとする。

なお、准教授又は講師を指導者として掲げるときは、教授と連名とする。

また、他の研究機関等における研究の場合、指導者は博士の学位を有する者とし、博士の学位を有しない者の指導を受けた場合は、研究機関の長など責任のある者と連名とする。

研究歴の証明について、指導者が退職又は休職等で在職証明しか得られない場合は、申請者が在職していたときの指導者名を記入する。この場合、在職期間が研究歴調査書に記載されている研究期間と合致していればよいものとする。

7 実施要項第1の3項（8）及び第2の5項（10）に規定する承諾書について、共著者が死亡した等の理由により、今後当該共著論文が別の学位論文に使用される可能性がないことが明らかな場合は、その旨を記載した理由書を提出することにより、該当する共著者からの承諾書を得る必要はない。なお、上記理由は申請者本人が作成し、申請者本人及び研究指導教員が署名捺印の上、提出するものとする。

#### 附 則

この申合せは、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年10月12日申合せ第42号)

この申合せは、平成28年10月12日から施行する。

附 則(平成30年12月21日申合せ第10号)

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月26日申合せ第7号)

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。